平成２５年（フ）第３６２号
埼玉県草加市手代町1032番地１　パレスニューフィールド101号
債務者　西村　　勉
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３６５号
埼玉県草加市花栗４丁目16番46号　ハイブリッヂコーポ203号
債務者　田中　節夫
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３７５号
埼玉県春日部市増富72番地１
債務者　白川　秀春
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
千葉県四街道市和良比283番地７
債務者　後藤　友巳
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１８４号
千葉県佐倉市江原台１丁目21番地８　フォーサンズ102
債務者　櫻井　美紅
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１９２号
千葉県成田市玉造５丁目36番地７
債務者　吉岡　沙智
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１９７号
千葉県佐倉市六崎1136番地12
債務者　松本　和也
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１９８号
千葉県成田市美郷台３丁目14番地８　ハイツ望星Ａ棟108
債務者　秋山　裕之
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１９９号
千葉県八街市八街い233番地192
債務者　今田　　透
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２００号
千葉県八街市八街い233番地192
債務者　今田エドナこと　ＩＭＡＤＡ　ＥＤＮＡ　ＳＡＮＯＲＩＡ
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２０１号
千葉県成田市吾妻２丁目３番地１　４棟403号
債務者　金永正一こと　金　　正一
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８０号
千葉県富津市大堀１丁目12番地４　103
債務者　佐久間則壽
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第４５号
岩手県奥州市衣川区西裏93番地１
債務者　三浦　克俊
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第３９０号
埼玉県ふじみ野市大井929番地13、前住所愛知県名古屋市緑区鳴子町３丁目２番地の２　Ｖｅｒｅｄｅ桃山303号
債務者　朝倉　一成
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４１６号
埼玉県所沢市東所沢和田３丁目11番地の34　光プラザ301、前住所埼玉県所沢市大字松郷63番地の１　パークハイツ505
債務者　齊藤　利江
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４２０号
埼玉県入間市大字下藤沢680番地１　Ⅱ－202
債務者　古市　泰史
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４２１号
埼玉県入間市大字下藤沢680番地１　Ⅱ－202
債務者　古市　久美
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部